

令和7年度（2025年度）農業労務賃金協定額

種 目	令和7年度（2025年度）			摘 要	労働条件等
	日額賃金	1時間当たり賃金	超勤1時間当たり賃金		間 食
田に係る 労務全部	8,080 円以上	1,010 円以上	1,263 円以上		300 円以 内
畑に係る 労務全部	8,080 円以上	1,010 円以上	1,263 円以上		

※時間制（パート）の場合の賃金は、日額賃金を1日の作業時間（実働8時間）で除した額とします。

※2年以上の経験年数がある場合は、経験年数に応じて労使間で賃金を決定してください。

※最低賃金を下回らないように注意してください。

【労働条件等】

1 労務開始と終了の時間

午前7時00分～午後5時30分 の時間帯のうち 実働8時間

2 休憩時間 昼食1時間15分及び午前・午後各15分とします。

3 交 通 費 雇用主負担とします。（交通事故には十分注意しましょう） 支払金額は当事者間で協議してください。

4 そ の 他 超過勤務については、1時間に付き25%増とし、遅刻・早退については、1時間に付き1時間当り賃金を差し引くものとします。

未経験者については、最低賃金を下回らないようにするとともに、2年目以降から上げるなど、経験年数等に応じて支払賃金を協議してください。

連絡員手当については、双方で協議してください。

雇用主は労災保険に加入するよう努めてください。（相談窓口：農協）

労務賃金、労働条件でのトラブルは、農業委員会事務局までご相談ください。

（ニセコ町農業委員会）